

別表第 19 号 技術的条件・設計認証審査に係る標準手数料(第55条関係)

(3) 技術的条件・設計認証審査に係る標準手数料(消費税別)

(2025 年 1 月 1 日)

| 端末機器の種類 | 手数料の額(円) | | 試験結果報告等書類(*1)の提出あり | |
|--------------------|----------|---------|--------------------|----------|
| | | | 新規 | 一部変更(*3) |
| | 単独 | 複合(*4) | 単独 | 複合(*4) |
| 1 移動通信端末機器 | 266,000 | 226,000 | 172,000 | 130,000 |
| 2 専用通信回線設備等端末機器 | | | | |
| ①インタフェースの種類 1(*5) | 126,000 | 84,000 | 92,000 | 50,000 |
| ②インタフェースの種類 2以上 | 136,000 | 88,000 | 100,000 | 52,000 |
| 3 固定電話用設備端末機器(*10) | | | | |
| ①データ通信の場合 | 224,000 | 204,000 | 128,000 | 108,000 |
| ②音声通信(データ通信含む)の場合 | 293,000 | 267,000 | 168,000 | 141,000 |
| 4 その他の通信端末機器等 | 282,000 | 240,000 | 178,000 | 136,000 |

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、業務規程別表第2号に定める書類をいう。

(*2) 「試験結果報告等書類」の提出がないため、当協会で端末機器の試験を行う場合であって、試験項目が複雑多岐にわたり、又は特別な測定機器等が必要とされるときは、表に掲げる額に特別料金を加算する。

(*3) 「一部変更」とは、既に認定を受けた者が当該認定に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みをいう。

(*4) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合、又は業務規程第33条第3項の技術的条件複合端末に係る申込みをいう。

(*5) 「インタフェースの種類」とは、固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

(*6) 大口申込者に係る認定等審査手数料金の減額については、業務規程第55条第6項の規定による。

(*7) 既に認証を受けた端末機器について、当該認証を受けた者とは別の者が新たに認証を受けようとする場合は、試験結果報告等書類の提出ありの一部変更欄に掲げる額から3万円を減額する。

(*8) 既に認証を受けた端末機器について、名称変更の申込みをする場合は、試験結果報告等書類の提出ありの一部変更欄に掲げる額から3万円を減額する。複合の場合は、主たる機能を有する種類の端末機器についての手数料額から3万円を減額した額とする。

(*9) 固定電話用設備端末機器(IP 端末)の複合認定の GM 認定については10万円、PM認定については5万円を減額する。

(*10) 複合認定の内、LM認定に係る機器は、「3 固定電話用設備端末機器」の料金とする。本認定に係る内線構成品がある場合(一部変更を除く)、表に掲げる額に3万円を加算する。